

委員会提出議案第1号

大口町議会基本条例の一部改正について

大口町議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年3月2日提出

議会運営委員会委員長 齊 木 一 三

(提案理由)

この案を提出するのは、本町議会における議会報告会を見直すことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町議会基本条例の一部を改正する条例

大口町議会基本条例（平成26年大口町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議会は、住民に対する議会報告会を開催して議会の説明責任を果たすものとする。

附 則

この条例は、令和3年5月1日から施行する。

大口町議会基本条例の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(住民と議会の関係)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 議会は、住民に対する議会報告会を開催して議会の説明責任を果たすものとする。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p> | <p>(住民と議会の関係)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 議会は、住民に対する議会報告会を開催して議会の説明責任を果たすとともに、住民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。</u></p> |